

○船員法事務取扱要領（昭和38年4月1日員基第53号）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>船員法事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">（昭和38年4月1日 員基第53号）</p> <p style="text-align: right;">最終改正：<u>令和5年3月24日 国海員第396号</u></p>	<p>船員法事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">（昭和38年4月1日 員基第53号）</p> <p style="text-align: right;">最終改正：<u>令和5年3月3日 国海員第362号</u></p>
目 次 （略）	目 次 （略）
<p>第一章 総則</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>一～三 （略）</p>
<p>四 書類保存期間</p> <p>地方運輸局の事務所において保存すべき書類及び期間は、次のとおりとする。なお、これらの書類は、それぞれ日付順につづって整理しておかなければならない。</p> <p>1～4 （略）</p> <p><u>5 船員手帳交付申請書、船員手帳再交付（書換え）申請書、船員手帳訂正申請書（日本人の場合）</u> 十年</p> <p><u>6 船員手帳交付申請書、船員手帳再交付（書換え）申請書、船員手帳訂正申請書（外国人の場合）</u> 五年</p> <p><u>7 船員手帳交付、船員手帳再交付（書換え）及び船員手帳訂正の申請の際の添付書類</u> 一年</p> <p>（削る）</p> <p><u>8 則第三十七条第二項の規定により提出された船員手帳及び本人に返還することができない事由を記載した書類</u> 一年</p> <p><u>9 船員手帳記載事項証明申請書</u> 一年</p>	<p>四 書類保存期間</p> <p>地方運輸局の事務所において保存すべき書類及び期間は、次のとおりとする。なお、これらの書類は、それぞれ日付順につづって整理しておかなければならない。</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>5 船員手帳交付（再交付、書換え）申請の際の添付書類</u> 五年</p> <p><u>6 船員手帳訂正申請の際の添付書類</u> 一年</p> <p><u>7 則第三十七条第二項の規定により提出された船員手帳及び本人に返還することができない事由を記載した書類</u> 一年</p> <p><u>8 船員手帳記載事項証明申請書</u> 一年</p>

10 船員手帳交付簿

一年

五 事務取扱状況報告書その他の書類の送付

1 運輸支局及び海事事務所にあつては、次に掲げる書類のうち(1)については一月分毎に、(3)については四半期分毎にまとめて目次及び葉数を附し、翌月五日までに、また、(2)については半期分毎にまとめて目次及び葉数を附し、翌月十五日までに地方運輸局（本局）に送付しなければならない。

(削る)

(削る)

(1) 船員手帳関係業務報告書（第五号様式）

(2) 船員法関係業務報告書（第六号様式）

(3) 乱丁、落丁、汚損、書損等のための使用不能の船員手帳

2 地方運輸局（本局）にあつては、指定市町村より送付された船員手帳引渡手数料納付書を受領したときは、地方運輸局長の定める様式による船員手帳引渡手数料受領証を当該市町村長に送付しなければならない。

また、指定市町村より送付された四5に掲げる書類を受領したときは、船員情報管理システムに必要事項を入力すること。

3 地方運輸局（本局）にあつては、次に掲げる書類を四半期分毎（(2)にあつては半期分毎）にまとめて目次及び葉数を附し、翌月十日まで（(2)にあつては翌月末日まで）に海事局に送付しなければならない。

(削る)

(削る)

9 船員手帳交付簿

一年

五 事務取扱状況報告書その他の書類の送付

1 運輸支局及び海事事務所にあつては、次に掲げる書類のうち(1)～(3)については一月分毎に、(5)については四半期分毎にまとめて目次及び葉数を附し、翌月五日までに、また、(4)については半期分毎にまとめて目次及び葉数を附し、翌月十五日までに地方運輸局（本局）に送付しなければならない。

(1) 船員手帳交付申請書、船員手帳再交付（書換え）申請書

(2) 船員手帳訂正申請書

(3) 船員手帳関係業務報告書（第五号様式）

(4) 船員法関係業務報告書（第六号様式）

(5) 乱丁、落丁、汚損、書損等のための使用不能の船員手帳

2 地方運輸局（本局）にあつては、指定市町村より送付された船員手帳引渡手数料納付書を受領したときは、地方運輸局長の定める様式による船員手帳引渡手数料受領証を当該市町村長に送付しなければならない。

3 地方運輸局（本局）にあつては、次に掲げる書類を一月分毎（(4)にあつては半期分毎）にまとめて目次及び葉数を附し、翌月十日まで（(4)にあつては翌月末日まで）に海事局に送付しなければならない。

(1) 当該地方運輸局（本局）において取り扱った事務に関する1(1)及び(2)に掲げる書類

(2) 1により送付を受け、又は指定市町村より1と同様に送付を受けた1(1)及び(2)に掲げる書類（指定市町村より送付を受けたものについては船員情報管理システムに必要事項を入力すること。）

<p>(1) 1により送付を受け、又は指定市町村より1と同様に送付を受けた船員手帳関係業務報告書（第五号様式）に基づいて作成した管内の取扱事務の総括表（記載項目は船員手帳関係業務報告書（第五号様式）による。）</p> <p>(2) 1により送付を受け、又は指定市町村より1と同様に送付を受けた船員法関係業務報告書（第六号様式）に基づいて作成した船員法関係業務事務所別報告書（第七号様式）</p> <p>4 （略）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>第二章 航行に関する報告</p> <p>八 航行に関する報告の受理（法第十九条、則第十四条）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 報告書の保存及び送付並びに事務取扱報告</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>受理した報告書の写しは、当該船舶所有者の主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局の船員労働環境・海技資格課（九州運輸局にあつては船員労働環境課）又は沖縄総合事務局運輸部船舶船員課を経由して、運航労務監理官に電子メール等により送付しなければならない。</u></p> <p>(3) 報告書受理件数については、船員法関係業務報告書（第六号様式）により、地方運輸局（本局）を経由して、海事局に報告しなければならない（五参照）。</p> <p>九 航行に関する報告書の証明（則第十五条）</p>	<p>(3) 1により送付を受け、又は指定市町村より1と同様に送付を受けた船員手帳関係業務報告書（第五号様式）に基づいて作成した管内の取扱事務の総括表（記載項目は船員手帳関係業務報告書（第五号様式）による。）</p> <p>(4) 1により送付を受け、又は指定市町村より1と同様に送付を受けた船員法関係業務報告書（第六号様式）に基づいて作成した船員法関係業務事務所別報告書（第七号様式）</p> <p>4 （略）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>第二章 航行に関する報告</p> <p>八 航行に関する報告の受理（法第十九条、則第十四条）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 報告書の保存及び送付並びに事務取扱報告</p> <p>(1) （略） （新設）</p> <p>(2) 報告書受理件数については、船員法関係業務報告書（第六号様式）により、地方運輸局（本局）を経由して、海事局に報告しなければならない（五参照）。</p> <p>九 航行に関する報告書の証明（則第十五条）</p>
--	---

<p>1 (略)</p> <p>2 証明及び事務処理 1による審査の結果、証明して差し支えないと認めるときは、次により措置しなければならない。</p> <p>(1) 報告書の写しの末尾に、次の文例により証明を行い、地方運輸局長印を押すこと（英文による日付の書き方については別紙二参照）。 「(航海日誌と照合し、) 船員法第十九条の規定により報告されたものであることを証明する。 This is to certify that the above-mentioned event was reported in accordance with the Article 19 of the Mariners Act.</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年4月1日</u> <u>Apr. 1, 2023</u></p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 印 Director-General, ○○ District Transport Bureau 」</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 雇入契約の成立等の届出等</p> <p>十 雇入契約の成立等の届出</p> <p>1 (略)</p> <p>2 書類の確認 雇入契約の成立等の届出があったときは、提出書類及び提示書類について、次の事項に留意して確認の上、受理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 証明及び事務処理 1による審査の結果、証明して差し支えないと認めるときは、次により措置しなければならない。</p> <p>(1) 報告書の写しの末尾に、次の文例により証明を行い、地方運輸局長印を押すこと（英文による日付の書き方については別紙二参照）。 「(航海日誌と照合し、) 船員法第十九条の規定により報告されたものであることを証明する。 This is to certify that the above-mentioned event was reported in accordance with the Article 19 of the Mariners Act.</p> <p style="text-align: right;"><u>平成22年10月1日</u> <u>Oct. 1, 2010</u></p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 印 Director-General, ○○ District Transport Bureau 」</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 雇入契約の成立等の届出等</p> <p>十 雇入契約の成立等の届出</p> <p>1 (略)</p> <p>2 書類の確認 雇入契約の成立等の届出があったときは、提出書類及び提示書類について、次の事項に留意して確認の上、受理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
--	--

(3) 海員名簿については、次の事項を確かめること。

イ 第一表及び第二表の船舶及び船舶所有者に関する記載事項に誤りがないこと（則第七十七条の三第二項に規定する低引火点燃料船（以下「低引火点燃料船」という。）にあつては第二表の主機の種類及び箇數欄に「低引火点燃料」と括弧書きで付記されていること。）。次の場合には、必ず、船舶国籍証書、漁船登録票、船舶検査証書、その他の船舶及び船舶所有者に関する事項を証する書類の提示を求め、記載事項と照合すること（これらの書類が電子証書により交付されている場合には、電子証書システムにより確認すること。）。ただし一括届出のときは、一括届出許可書の提示を求め、その記載事項と照合すること。

①～③ （略）

ロ～チ （略）

(4) 船員手帳については、次の事項を確かめること。

イ～へ （略）

ト 第十四表～第十六表（健康証明書）に、則第五十七条各号に掲げる医師により最近一年内において、則第二号表の標準に合格と判定された旨の表示があること。なお、再交付又は書換えにより無効となったもとの船員手帳の健康証明書の有効期間が経過していない場合には、当該船員手帳における表示によることができる。

チ 第十四表～第十六表（健康証明書）の有効期間が経過していないこと。ただし、やむを得ない場合において、当該健康証明書の有効期間が満了した日から三月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる旨、地方運輸局長の許可を受けている場合はこの限りでない。

リ 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、第十四表～第十六表（健康証明書）の記載に英訳が付してあること。

(3) 海員名簿については、次の事項を確かめること。

イ 第一表及び第二表の船舶及び船舶所有者に関する記載事項に誤りがないこと（則第七十七条の三第二項に規定する低引火点燃料船（以下「低引火点燃料船」という。）にあつては第二表の主機の種類及び箇數欄に「低引火点燃料」と括弧書きで付記されていること。）。次の場合には、必ず、船舶国籍証書、漁船登録票、船舶検査証書、その他の船舶及び船舶所有者に関する事項を証する書類の提示を求め、記載事項と照合すること。ただし一括届出のときは、一括届出許可書の提示を求め、その記載事項と照合すること。

①～③ （略）

ロ～チ （略）

(4) 船員手帳については、次の事項を確かめること。

イ～へ （略）

ト 第十四表・第十五表（健康証明書）に、則第五十七条各号に掲げる医師により最近一年内において、則第二号表の標準に合格と判定された旨の表示があること。なお、再交付又は書換えにより無効となったもとの船員手帳の健康証明書の有効期間が経過していない場合には、当該船員手帳における表示によることができる。

チ 第十四表・第十五表（健康証明書）の有効期間が経過していないこと。ただし、やむを得ない場合において、当該健康証明書の有効期間が満了した日から三月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる旨、地方運輸局長の許可を受けている場合はこの限りでない。

リ 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、第十四表・第十五表（健康証明書）の記載に英訳が付してあること。

ヌ 船員手帳が次のいずれかに該当するときは、書換え、再交付又は写真のほりかえを申請させること。

① (略)

② 第六表・第七表（雇入契約関係）、第八表（休日関係）、第九表（有給休暇関係）、第十表（予備船員勤務関係）、第十一表（船員保険関係）、第十二表（労働者災害補償保険関係）、第十三表（雇用保険関係）又は第十四表～第十六表（健康証明書）に余白がないとき。

③・④ (略)

(5)～(7) (略)

3 確認

2により書類に誤りがないと認めたときは、更に次の事項に留意して確認しなければならない。

(1) 雇入届出の場合

イ～ニ (略)

ホ 船長、甲板部職員、甲板部航海当直部員、機関部職員、機関部航海当直部員、無線部職員又は救命艇手については、船員手帳の第十四表～第十六表（健康証明書）の「医師の指示及び就業上の注意事項」欄に、雇入を行う職務に関し、不可である旨の記載がないこと。

へ～ソ (略)

(2)～(4) (略)

4 (略)

5 届出の受理及び事務処理

2及び3による確認の結果、届出を受理して差し支えないと認めたと

ヌ 船員手帳が次のいずれかに該当するときは、書換え、再交付又は写真のほりかえを申請させること。

① (略)

② 第六表・第七表（雇入契約関係）、第八表（休日関係）、第九表（有給休暇関係）、第十表（予備船員勤務関係）、第十一表（船員保険関係）、第十二表（労働者災害補償保険関係）、第十三表（雇用保険関係）又は第十四表・第十五表（健康証明書）に余白がないとき。

③・④ (略)

(5)～(7) (略)

3 確認

2により書類に誤りがないと認めたときは、更に次の事項に留意して確認しなければならない。

(1) 雇入届出の場合

イ～ニ (略)

ホ 船長、甲板部職員、甲板部航海当直部員、機関部職員、機関部航海当直部員、無線部職員又は救命艇手については、船員手帳の第十四表・第十五表（健康証明書）の「医師の指示及び就業上の注意事項」欄に、雇入を行う職務に関し、不可である旨の記載がないこと。

へ～ソ (略)

(2)～(4) (略)

4 (略)

5 届出の受理及び事務処理

2及び3による確認の結果、届出を受理して差し支えないと認めたと

きは、次により措置しなければならない。

- (1) 届出書の余白（届出書が複数枚にわたる場合には各ページの余白）、海員名簿の官庁受理印欄（(2)に掲げる場合を除く。）、船員手帳の官庁受理印欄及びクルーリストの官庁受理印欄に第二号官庁印を押すこと。なお、法第八十五条第三項（則第五十七条の二）の未成年者の認証は、この押印によって同時に行う。

(2)・(3) (略)

十一 (略)

第四章 船員手帳

十二 船員手帳の交付（則第二十八条及び第二十九条）—— 日本人の場合

1・2 (略)

3 申請書等の保存及び事務取扱報告
(削る)

(1) 受理した申請書及び申請の際の添付書類は受理した地方運輸局の事務所において保存しなければならない（四参照）。

(2) 交付件数については、船員手帳関係業務報告書（第五号様式）により、地方運輸局（本局）を経由して、海事局に報告しなければならない（五参照）。

十三 船員手帳の交付（則第二十八条及び第二十九条）—— 外国人の場合
外国人から船員手帳の交付の申請があったときは、**十二**（日本人の場合）に準じて審査し、交付を行う。日本人の場合と異なる点は次のとおりである。

きは、次により措置しなければならない。

- (1) 届出書の該当者欄の右余白、海員名簿の官庁受理印欄（(2)に掲げる場合を除く。）、船員手帳の官庁受理印欄及びクルーリストの官庁受理印欄に第二号官庁印を押すこと。なお、法第八十五条第三項（則第五十七条の二）の未成年者の認証は、この押印によって同時に行う。

(2)・(3) (略)

十一 (略)

第四章 船員手帳

十二 船員手帳の交付（則第二十八条及び第二十九条）—— 日本人の場合

1・2 (略)

3 申請書等の保存、送付及び事務取扱報告

(1) 受理した申請書は地方運輸局（本局）を経由して海事局に送付しなければならない（五参照）。

(2) 受理した申請の際の添付書類は受理した地方運輸局の事務所において保存しなければならない（四参照）。

(3) 交付件数については、船員手帳関係業務報告書（第五号様式）により、地方運輸局（本局）を経由して、海事局に報告しなければならない（五参照）。

十三 船員手帳の交付（則第二十八条及び第二十九条）—— 外国人の場合
外国人から船員手帳の交付の申請があったときは、**十二**（日本人の場合）に準じて審査し、交付を行う。日本人の場合と異なる点は次のとおりである。

<p>1～5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 申請書の取扱い、申請書等の<u>保存及び事務取扱報告</u>については、日本人に対する船員手帳の交付の場合と同様である。</p> <p>十四 船員手帳の訂正 (則第三十一条)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 申請書等の<u>保存及び事務取扱報告</u> (削る)</p> <p>(1) <u>受理した申請書及び申請の際の添付書類</u>は受理した地方運輸局の事務所において保存しなければならない (四参照)。</p> <p>(2) 交付件数については、船員手帳関係業務報告書 (第五号様式) により、地方運輸局 (本局) を経由して、海事局に報告しなければならない (五参照)。</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 船員手帳の再交付 (則第三十二条及び第三十三条)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 申請書等の<u>保存及び事務取扱報告</u> (削る)</p> <p>(1) <u>受理した申請書及び申請の際の添付書類</u>は受理した地方運輸局の事務所において保存しなければならない (四参照)。</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 申請書の取扱い、申請書等の<u>保存、送付及び事務取扱報告</u>については、日本人に対する船員手帳の交付の場合と同様である。</p> <p>十四 船員手帳の訂正 (則第三十一条)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 申請書等の<u>保存、送付及び事務取扱報告</u></p> <p>(1) <u>受理した申請書は地方運輸局 (本局) を経由して海事局に送付しなければならない (五参照)。</u></p> <p>(2) <u>受理した申請の際の添付書類</u>は受理した地方運輸局の事務所において保存しなければならない (四参照)。</p> <p>(3) 交付件数については、船員手帳関係業務報告書 (第五号様式) により、地方運輸局 (本局) を経由して、海事局に報告しなければならない (五参照)。</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 船員手帳の再交付 (則第三十二条及び第三十三条)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 申請書等の<u>保存、送付及び事務取扱報告</u></p> <p>(1) <u>受理した申請書は地方運輸局 (本局) を経由して海事局に送付しなければならない (五参照)。</u></p> <p>(2) <u>受理した申請の際の添付書類</u>は受理した地方運輸局の事務所において保存しなければならない (四参照)。</p>
--	---

<p>(2) 交付件数については、船員手帳関係業務報告書（第五号様式）により、地方運輸局（本局）を經由して、海事局に報告しなければならない（五参照）。</p> <p>十七 船員手帳の書換え（則第三十四条）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 書換え事由 船員手帳の書換えは、次の場合に行う。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 船員手帳の第六表・第七表（雇用契約関係）、第八表（休日関係）、第九表（有給休暇関係）、第十表（予備船員勤務関係）、第十一表（船員保険関係）、第十二表（労働者災害補償保険関係）、第十三表（雇用保険関係）又は<u>第十四表～第十六表</u>（健康証明書）に余白がないとき。</p> <p>(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 申請書等の<u>保存及び事務取扱報告</u> 書換えを行ったときは、<u>十六5(1)及び(2)</u>に準じて措置しなければならない。</p> <p>十八～二十 （略）</p>	<p>(3) 交付件数については、船員手帳関係業務報告書（第五号様式）により、地方運輸局（本局）を經由して、海事局に報告しなければならない（五参照）。</p> <p>十七 船員手帳の書換え（則第三十四条）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 書換え事由 船員手帳の書換えは、次の場合に行う。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 船員手帳の第六表・第七表（雇用契約関係）、第八表（休日関係）、第九表（有給休暇関係）、第十表（予備船員勤務関係）、第十一表（船員保険関係）、第十二表（労働者災害補償保険関係）、第十三表（雇用保険関係）又は<u>第十四表・第十五表</u>（健康証明書）に余白がないとき。</p> <p>(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 申請書等の<u>保存、送付及び事務取扱報告</u> 書換えを行ったときは、<u>十六5(1)～(3)</u>に準じて措置しなければならない。</p> <p>十八～二十 （略）</p>
--	--

○一括届出の許可に関する事務の取扱いについて（昭和42年1月12日員基第3号）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前								
<p>一括届出の許可に関する事務の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">（昭和42年1月12日員基第3号） （最終改正：<u>令和5年3月24日国海員第396号</u>）</p> <p>地方運輸局が行う船員法及び船員法施行規則に関する事務のうち、一括届出の許可に関する事務の取扱いについては、下記に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～IV （略）</p> <p>V 許可等の事務を処理する場合の手続 許可等の事務は地方運輸局及び「I、2」の運輸支局及び海事事務所（以下「許可局」という。）で行う。 1 新規許可について （1） 審査 許可申請があったときは次の事項に留意して審査すること。 （ア） 一括届出許可申請書、海員名簿、就業規則、船舶検査証書及び船舶国籍証書に加え、船舶の種類に応じ、次に掲げる提出書類及び提示書類がそろっていること。 <u>なお、船舶検査証書及び船舶国籍証書が電子証書により交付されている場合には、電子証書システムにより確認すること。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">船 舶 の 種 類</td> <td style="text-align: center;">提出書類・提示書類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	船 舶 の 種 類	提出書類・提示書類	(略)	(略)	<p>一括届出の許可に関する事務の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">（昭和42年1月12日員基第3号） （最終改正：<u>平成26年6月10日国海員第59号</u>）</p> <p>地方運輸局が行う船員法及び船員法施行規則に関する事務のうち、一括届出の許可に関する事務の取扱いについては、下記に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～IV （略）</p> <p>V 許可等の事務を処理する場合の手続 許可等の事務は地方運輸局及び「I、2」の運輸支局及び海事事務所（以下「許可局」という。）で行う。 1 新規許可について （1） 審査 許可申請があったときは次の事項に留意して審査すること。 （ア） 一括届出許可申請書、海員名簿、就業規則、船舶検査証書及び船舶国籍証書に加え、船舶の種類に応じ、次に掲げる提出書類及び提示書類がそろっていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">船 舶 の 種 類</td> <td style="text-align: center;">提出書類・提示書類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	船 舶 の 種 類	提出書類・提示書類	(略)	(略)
船 舶 の 種 類	提出書類・提示書類								
(略)	(略)								
船 舶 の 種 類	提出書類・提示書類								
(略)	(略)								

労働条件等同等船	労働協約、 <u>労務管理記録簿</u> （一年分）、配乗計画表又は配乗実績表（一年分）、許可対象船舶の乗組員が船員保険の被保険者であることを証する書類
(略)	

労働条件等同等船	労働協約、 <u>休日付与簿</u> （一年分）、配乗計画表又は配乗実績表（一年分）、許可対象船舶の乗組員が船員保険の被保険者であることを証する書類
(略)	

- (イ)・(ウ) (略)
- (2)～(5) (略)

2 (略)

3 変更許可について
(略)

(1) 申請書の受付

変更許可の申請を受け付けたときは、次により処理すること。

(ア) 運輸支局及び海事事務所

a (略)

b 申請書に添付された許可書中変更事項の当該欄に訂正する余白がない又は訂正した場合に文字の判別が困難と認めるとき。

変更許可申請書とは別に、第9号書式による一括届出許可申請書（変更事項の該当欄に新旧の事項を記載し、旧事項を読みうるように抹消して他の欄に斜線を引いたもの。）二通の提出を求め、aに準じて処理するほか、第9号書式による一括届出申請書のうち、一通は許可書とともに申請者に交付し、他の一通は地方運輸局に送付すること。

(イ) (略)

(2)・(3) (略)

- (イ)・(ウ) (略)
- (2)～(5) (略)

2 (略)

3 変更許可について
(略)

(1) 申請書の受付

変更許可の申請を受け付けたときは、次により処理すること。

(ア) 運輸支局及び海事事務所

a (略)

b 申請書に添付された許可書中変更事項の当該欄に訂正する余白がないと認めるとき。

変更許可申請書とは別に、第9号書式による一括届出許可申請書（変更事項の該当欄に新旧の事項を記載し、旧事項を読みうるように抹消して他の欄に斜線を引いたもの。）二通の提出を求め、aに準じて処理するほか、第9号書式による一括届出申請書のうち、一通は許可書とともに申請者に交付し、他の一通は地方運輸局に送付すること。

(イ) (略)

(2)・(3) (略)

4 (略)	4 (略)
VI (略)	VI (略)

○船員法の労働時間の特例に係る指定事務取扱要領について（平成元年3月27日海基第136号）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>船員法の労働時間の特例に係る指定事務取扱要領について</p> <p style="text-align: center;">（平成元年3月27日海基第136号） （平成4年12月24日海基第247号改正） （平成6年10月21日海基第218号改正） （平成17年1月18日国海働第190号改正） （平成25年2月28日国海運第159号の5改正） （平成26年2月19日国海員第185号改正） （平成26年5月1日国海員第11号改正） （令和元年8月27日国海員第149号改正） （令和2年12月23日国海員第292号改正） （令和4年3月30日国海員第410号改正） <u>（令和5年3月24日国海員第396号改正）</u></p> <p>1 指定の申請の手続き</p> <p>（1）船員法（昭和22年法律第100号）第72条の指定（以下「指定」という。）を受けようとする船舶所有者は、次の書類を、主たる船員の労務管理の事務所の所在地を管轄する地方運輸局及び沖縄総合事務局の事務所（以下「所轄地方運輸局」という。）に提出するものとする。</p> <p>① 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）第48条の2第1項第1号及び<u>附則第3条</u>の船舶にあっては、次の書類</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ <u>船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し（当該証書が電子証書により交付されている場合は不要とし、電子証書システムにより確認すること。）</u></p>	<p>船員法の労働時間の特例に係る指定事務取扱要領について</p> <p style="text-align: center;">（平成元年3月27日海基第136号） （平成4年12月24日海基第247号改正） （平成6年10月21日海基第218号改正） （平成17年1月18日国海働第190号改正） （平成25年2月28日国海運第159号の5改正） （平成26年2月19日国海員第185号改正） （平成26年5月1日国海員第11号改正） （令和元年8月27日国海員第149号改正） （令和2年12月23日国海員第292号改正） （令和4年3月30日国海員第410号改正） （新設）</p> <p>1 指定の申請の手続き</p> <p>（1）船員法（昭和22年法律第100号）第72条の指定（以下「指定」という。）を受けようとする船舶所有者は、次の書類を、主たる船員の労務管理の事務所の所在地を管轄する地方運輸局及び沖縄総合事務局の事務所（以下「所轄地方運輸局」という。）に提出するものとする。</p> <p>① 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）第48条の2第1項第1号及び<u>附則第2条</u>の船舶にあっては、次の書類</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し</p> <p>なお、ニ及びホについては、必要に応じ、別紙1及び別紙2の書式例を参考にすること。</p>

なお、ニ及びホについては、必要に応じ、別紙1及び別紙2の書式例を参考にすること。

- ② 規則第48条の2第1項第2号の船舶にあつては、次の書類
イ～ホ (略)
へ 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し (当該証書が電子証書により交付されている場合は不要とし、電子証書システムにより確認すること。)
- ③ 規則第48条の3第1項の船舶にあつては、次の書類
イ～ニ (略)
ホ 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し (当該証書が電子証書により交付されている場合は不要とし、電子証書システムにより確認すること。)
- ④ 規則第48条の3の2第1項の船舶にあつては、次の書類
イ～ホ (略)
へ 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し (当該証書が電子証書により交付されている場合は不要とし、電子証書システムにより確認すること。)
- ⑤ 規則第48条の4第1項の船舶にあつては、次の書類
イ～へ (略)
ト 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し (当該証書が電子証書により交付されている場合は不要とし、電子証書システムにより確認すること。)

なお、ハ及びニについては、指定前の運航実績に基づく運航スケジュール及び指定後に予定される運航スケジュールを記載させること。記載に当たっては、最低限1週間(運航スケジュールのワンサイクルが1週間超となる場合は当該ワンサイクル)について記載させること(書式例は別紙3-(1)及び別紙3-(2)のとおり)。

また、労働時間の特例の指定に伴う乗組員の作業分担を明確にす

- ② 規則第48条の2第1項第2号の船舶にあつては、次の書類
イ～ホ (略)
へ 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し
- ③ 規則第48条の3第1項の船舶にあつては、次の書類
イ～ニ (略)
ホ 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し
- ④ 規則第48条の3の2第1項の船舶にあつては、次の書類
イ～ホ (略)
へ 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し
- ⑤ 規則第48条の4第1項の船舶にあつては、次の書類
イ～へ (略)
ト 船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し

なお、ハ及びニについては、指定前の運航実績に基づく運航スケジュール及び指定後に予定される運航スケジュールを記載させること。記載に当たっては、最低限1週間(運航スケジュールのワンサイクルが1週間超となる場合は当該ワンサイクル)について記載させること(書式例は別紙3-(1)及び別紙3-(2)のとおり)。

また、労働時間の特例の指定に伴う乗組員の作業分担を明確にするため、船員の指定前及び指定後の作業分担を記載させること(書式例は別紙4のとおり)。

<p>るため、船員の指定前及び指定後の作業分担を記載させること（書式例は別紙4のとおり）。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～11 (略)</p>
--	------------------------------------

第1号様式

(一)

指 定 申 請 書

地方運輸局長
運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長

年 月 日

申請者氏名

下記の船舶について船員法第72条の指定を受けたいので、申請します。

船舶所有者の 氏名又は名称 (Name of ship owner)	
船舶所有者の住所	
労務管理責任者の 氏名及び役職	
船舶の名称 (Name of ship)	
船舶番号	
総トン数	
航行区域	
用途	
就航航路又は 作業海域	

(注) 国際航海に従事する船舶の場合は、「船舶所有者の氏名又は名称」及び「船舶の名称」の欄に英語を併記するとともに、「就航航路又は作業海域」の欄に国際航海に従事する船舶である旨記載すること。

第1号様式

(一)

指 定 申 請 書

地方運輸局長
運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長

年 月 日

申請者氏名

下記の船舶について船員法第72条の指定を受けたいので、申請します。

船舶所有者の 氏名又は名称 (Name of ship owner)	
船舶所有者の住所	
労務管理責任者の 氏名及び役職	
船舶の名称 (Name of ship)	
船舶番号	
総トン数	
航行区域	
用途	
就航航路又は 作業海域	

(注) 国際航海に従事する船舶の場合は、「船舶所有者の氏名又は名称」及び「船舶の名称」の欄に英語を併記するとともに、「就航航路又は作業海域」の欄に国際航海に従事する船舶である旨記載すること。

(二)

船舶の区分	イ	船員法施行規則第48条の2第1項第1号の船舶	
	ロ	船員法施行規則第48条の2第1項第2号の船舶	
	ハ	船員法施行規則第48条の3第1項の船舶	
	ニ	船員法施行規則第48条の3の2第1項の船舶	
	ホ	船員法施行規則第48条の4第1項の船舶	
	ヘ	船員法施行規則附則第3条の船舶	

船員数	職務	員数
	合計	

特例によることが 相当である理由	
---------------------	--

(二)

船舶の区分	イ	船員法施行規則第48条の2第1項第1号の船舶	
	ロ	船員法施行規則第48条の2第1項第2号の船舶	
	ハ	船員法施行規則第48条の3第1項の船舶	
	ニ	船員法施行規則第48条の3の2第1項の船舶	
	ホ	船員法施行規則第48条の4第1項の船舶	
	ヘ	船員法施行規則附則第2条の船舶	

船員数	職務	員数
	合計	

特例によることが 相当である理由	
---------------------	--

第7号様式

交付番号第 号		
指 定 書		
船 名	船舶番号	船舶所有者の氏名又は名称
<p>上記の船舶は、船員法（昭和22年法律第100号）第72条の指定を受けた船舶（船員法施行規則第48条の2第1項第1号の船舶であり、<u>附則第3条</u>の特例によることができる船舶）であることを証明する。</p>		
年 月 日		
地方運輸局長 運輸監理部長 沖縄総合事務局長		印

第7号様式

交付番号第 号		
指 定 書		
船 名	船舶番号	船舶所有者の氏名又は名称
<p>上記の船舶は、船員法（昭和22年法律第100号）第72条の指定を受けた船舶（船員法施行規則第48条の2第1項第1号の船舶であり、<u>附則第2条</u>の特例によることができる船舶）であることを証明する。</p>		
年 月 日		
地方運輸局長 運輸監理部長 沖縄総合事務局長		印

第7号の2様式

交付番号第 号
(Number of issue:)

指 定 書
(Certificate of Designation)

船 舶 名 (Name of ship)	船舶番号 (Distinctive number)	船舶所有者の氏名又は名称 (Name of ship owner)

上記の船舶は、船員法（昭和22年法律第100号）第72条の指定を受けた船舶（船員法施行規則第48条の2第1項第1号の船舶であり、附則第3条の特例によることができる船舶）であることを証明する。
(This is to certify by the authority of the Japanese government that the ship is designated in accordance with Article 72 of the Mariners Law and Article 48-2 paragraph (1) Item (i) of the Ordinance for Enforcement of the Mariners Law and also with the special provision defined by Article 3 of supplementary provisions of the Mariners Law.)

年 月 日
(Date :)

地方運輸局長
運輸監理部長 印
沖縄総合事務局長 (seal)

(name)
Director General
() District Transport Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure, Transport, and Tourism,
Government of Japan
Okinawa general Bureau, Cabinet Office,
Government of Japan

第7号の2様式

交付番号第 号
(Number of issue:)

指 定 書
(Certificate of Designation)

船 舶 名 (Name of ship)	船舶番号 (Distinctive number)	船舶所有者の氏名又は名称 (Name of ship owner)

上記の船舶は、船員法（昭和22年法律第100号）第72条の指定を受けた船舶（船員法施行規則第48条の2第1項第1号の船舶であり、附則第2条の特例によることができる船舶）であることを証明する。
(This is to certify by the authority of the Japanese government that the ship is designated in accordance with Article 72 of the Mariners Law and Article 48-2 paragraph (1) Item (i) of the Ordinance for Enforcement of the Mariners Law and also with the special provision defined by Article 2 of supplementary provisions of the Mariners Law.)

年 月 日
(Date :)

地方運輸局長
運輸監理部長 印
沖縄総合事務局長 (seal)

(name)
Director General
() District Transport Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure, Transport, and Tourism,
Government of Japan
Okinawa general Bureau, Cabinet Office,
Government of Japan

別紙5-5の表中、「附則第2条」を「附則第3条」に改める。

○航海当直部員資格認定事務取扱要領（平成8年8月28日海基第228号）の一部改正

（傍線の部分又は破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="174 328 1070 360">航海当直部員資格認定事務取扱要領（平成8年8月28日海基第228号）</p> <p data-bbox="533 408 1111 440">最終改正：令和5年3月24日国海員第396号</p> <p data-bbox="152 491 309 523">第1 （略）</p> <p data-bbox="152 576 922 608">第2 航海当直部員の認定（則第77条の2の3、第8号表）</p> <p data-bbox="188 619 338 651">1. （略）</p> <p data-bbox="188 703 465 735">2. 認定及び事務処理</p> <p data-bbox="215 743 1106 815">1による審査の結果、認定して差し支えないと認めるときは、次により措置しなければならない。</p> <p data-bbox="199 823 1106 1023">(1) 航海当直部員の証印シール（則第22号の2書式）に、証印番号、証印年月日（英文）を記載し、認定した資格以外の資格及び条約の根拠条項を朱線で消去（別紙2記載例参照）した上で、船員手帳の第五表（官庁記事）に貼り付け、船員法事務取扱要領（昭和38年員基第53号）の第2号官庁印により右下に割印すること。</p> <p data-bbox="271 1031 1106 1102">その際、証印に記載する日付の記載は、船員法事務取扱要領別紙2によることとする。</p> <p data-bbox="199 1110 479 1142">(2)～(5) （略）</p> <p data-bbox="188 1198 338 1230">3. （略）</p>	<p data-bbox="1153 328 2049 360">航海当直部員資格認定事務取扱要領（平成8年8月28日海基第228号）</p> <p data-bbox="1512 408 2089 440">最終改正：令和3年3月15日国海員第391号</p> <p data-bbox="1131 491 1288 523">第1 （略）</p> <p data-bbox="1131 576 1901 608">第2 航海当直部員の認定（則第77条の2の3、第8号表）</p> <p data-bbox="1167 619 1317 651">1. （略）</p> <p data-bbox="1167 703 1444 735">2. 認定及び事務処理</p> <p data-bbox="1193 743 2085 815">1による審査の結果、認定して差し支えないと認めるときは、次により措置しなければならない。</p> <p data-bbox="1178 823 2085 1023">(1) 航海当直部員の証印シール（則第22号の2書式）に、証印番号、証印年月日（英文）及び条約の根拠条項を記載し、認定した資格以外の資格を朱線で消去（別紙2記載例参照）した上で、船員手帳の第五表（官庁記事）に貼り付け、船員法事務取扱要領（昭和38年員基第53号）の第2号官庁印により右下に割印すること。</p> <p data-bbox="1249 1031 2085 1102">その際、証印に記載する日付の記載は、船員法事務取扱要領別紙2によることとする。</p> <p data-bbox="1178 1110 1458 1142">(2)～(5) （略）</p> <p data-bbox="1167 1198 1317 1230">3. （略）</p>

別紙 2

(航海当直部員の証印の記載例)

甲板部航海当直部員

Licence No. CB02/1200101
 Date Oct. 2. 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming
 part of a navigational watch / ~~an engine room watch~~
~~甲板部~~
~~機関部~~ 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation II / 4, ~~III / 4~~
 of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

機関部航海当直部員

Licence No. CB02/1200102
 Date Oct. 2. 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming
 part of ~~a navigational watch~~ / an engine-room watch
~~甲板部~~
~~機関部~~ 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation ~~II / 4~~, III / 4

別紙 2

(航海当直部員の証印の記載例)

甲板部航海当直部員

Licence No. CB02/1200101
 Date Oct. 2. 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming
 part of a navigational watch / ~~an engine room watch~~
~~甲・乙・丙種甲板部~~
~~機関部~~ 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation II / 4
 of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

機関部航海当直部員

Licence No. CB02/1200102
 Date Oct. 2. 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming
 part of ~~a navigational watch~~ / an engine-room watch
~~甲・乙・丙種甲板部~~
~~機関部~~ 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation III / 4

of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

乙種甲板・機関部航海当直部員

Licence No. CB02/1200103
 Date Oct. 2, 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming
 part of a navigational watch / an engine-room watch
~~甲板部~~
~~機関部~~ 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4
 of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

(二つ以上の資格の証印を同時に受ける場合の記載例)

甲板部航海当直部員と機関部航海当直部員

Licence No. CB02/1200103
 Date Oct. 2, 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming

of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

乙種甲板・機関部航海当直部員

Licence No. CB02/1200103
 Date Oct. 2, 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming
 part of a navigational watch / an engine-room watch
~~甲・乙・丙種甲板部~~
~~機関部~~ 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4
 of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

(二つ以上の資格の証印を同時に受ける場合の記載例)

甲板部航海当直部員と機関部航海当直部員

Licence No. CB02/1200103
 Date Oct. 2, 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming

part of a navigational watch / an engine-room watch
~~甲板部~~
 機関部 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4
 of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

part of a navigational watch / an engine-room watch
~~甲・乙・丙種甲板部~~
 機関部 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4
 of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

(既に受けている証印より上位の資格の証印を受ける場合の記載例)

(既に受けている証印より上位の資格の証印を受ける場合の記載例)

乙種甲板・機関部航海当直部員→甲種甲板・機関部航海当直部員

乙種甲板・機関部航海当直部員→甲種甲板・機関部航海当直部員

Licence No. CB02/1200103
 Date Oct. 2. 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming
 part of a navigational watch / an engine-room watch
~~甲板部~~
~~機関部~~ 第1号
官庁印 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4
 of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

Licence No. CB02/1200103
 Date Oct. 2. 2012
 CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming
 part of a navigational watch / an engine-room watch
~~甲・乙・丙種甲板部~~
~~機関部~~ 第1号
官庁印 航海当直部員
~~甲・乙種甲板部・機関部~~
 Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4
 of STCW convention, as amended
 MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,
 TRANSPORT AND TOURISM JAPAN



<p>Licence No. <u>CB02/1200103</u></p> <p>Date <u>Oct. 2, 2014</u></p> <p>CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming part of a navigational watch / an engine-room watch</p> <p>甲板部</p> <p>機関部 航海当直部員</p> <p>甲・乙種甲板部・機関部</p> <p>Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4 of STCW convention, as amended</p> <p>MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN</p>		<p>Licence No. <u>CB02/1200103</u></p> <p>Date <u>Oct. 2, 2014</u></p> <p>CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming part of a navigational watch / an engine-room watch</p> <p>甲・乙・丙種甲板部</p> <p>機関部 航海当直部員</p> <p>甲・乙種甲板部・機関部</p> <p>Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4 of STCW convention, as amended</p> <p>MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN</p>	
--	--	--	--

○船員法事務処理基準（平成13年10月1日国海基第69号）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">船員法事務処理基準</p> <p style="text-align: center;">（平成13年10月1日 国海基第69号） 最終改正：令和5年3月24日 国海員第396号</p> <p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p style="text-align: center;">第三章 雇入契約の成立等の届出等</p> <p>七 雇入契約の成立等の届出</p> <p>1 書類の確認</p> <p>雇入契約の成立等の届出があったときは、提出書類及び提示書類について、次の事項に留意して確認するものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 海員名簿については、次の事項を確かめること。</p> <p>イ 第一表及び第二表の船舶及び船舶所有者に関する記載事項に誤りがないこと（則第七十七条の三第二項に規定する低引火点燃料船（以下「低引火点燃料船」という。）にあっては第二表の主機の種類及び箇數欄に「低引火点燃料」と括弧書きで付記されていること。）。次の場合には、必ず、船舶国籍証書、漁船登録票、船舶検査証書、その他の船舶及び船舶所有者に関する事項を証する<u>書類の提示</u>（これらの書類が電子証書により交付されている場合には、当該電子証書を紙面又は出力装置の映像面に表示すること）を求め、記載事項と照合すること。ただし一括届出のときは、一括届出許可書</p>	<p style="text-align: center;">船員法事務処理基準</p> <p style="text-align: center;">（平成13年10月1日 国海基第69号） 最終改正：令和5年3月3日 国海員第362号</p> <p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p style="text-align: center;">第三章 雇入契約の成立等の届出等</p> <p>七 雇入契約の成立等の届出</p> <p>1 書類の確認</p> <p>雇入契約の成立等の届出があったときは、提出書類及び提示書類について、次の事項に留意して確認するものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 海員名簿については、次の事項を確かめること。</p> <p>イ 第一表及び第二表の船舶及び船舶所有者に関する記載事項に誤りがないこと（則第七十七条の三第二項に規定する低引火点燃料船（以下「低引火点燃料船」という。）にあっては第二表の主機の種類及び箇數欄に「低引火点燃料」と括弧書きで付記されていること。）。次の場合には、必ず、船舶国籍証書、漁船登録票、船舶検査証書、その他の船舶及び船舶所有者に関する事項を証する<u>書類の提示</u>を求め、記載事項と照合すること。ただし一括届出のときは、一括届出許可書の提示を求め、その記載事項と照合すること。</p> <p>①～③（略）</p>

の提示を求め、その記載事項と照合すること。

①～③ (略)

ロ～チ (略)

(4) 船員手帳については、次の事項を確かめること。

イ～へ (略)

ト 第十四表～第十六表 (健康証明書) に、則第五十七条各号に掲げる医師により最近一年内において、則第二号表の標準に合格と判定された旨の表示があること。なお、再交付又は書換えにより無効となったもとの船員手帳の健康証明書の有効期間が経過していない場合には、当該船員手帳における表示によることができる。

チ 第十四表～第十六表 (健康証明書) の有効期間が経過していないこと。ただし、やむを得ない場合において、当該健康証明書の有効期間が満了した日から三月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる旨、地方運輸局長の許可を受けている場合はこの限りでない。

リ 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、第十四表～第十六表 (健康証明書) の記載に英訳が付してあること。

ヌ 船員手帳が次のいずれかに該当するときは、書換え、再交付又は写真のほりかえを申請させること。

① (略)

② 第六表・第七表 (雇入契約関係)、第八表 (休日関係)、第九表 (有給休暇関係)、第十表 (予備船員勤務関係)、第十一表 (船員保険関係)、第十二表 (労働者災害補償保険関係)、第十三表 (雇用保険関係) 又は第十四表～第十六表 (健康証明書) に余白がないとき。

③・④ (略)

(5)～(7) (略)

ロ～チ (略)

(4) 船員手帳については、次の事項を確かめること。

イ～へ (略)

ト 第十四表・第十五表 (健康証明書) に、則第五十七条各号に掲げる医師により最近一年内において、則第二号表の標準に合格と判定された旨の表示があること。なお、再交付又は書換えにより無効となったもとの船員手帳の健康証明書の有効期間が経過していない場合には、当該船員手帳における表示によることができる。

チ 第十四表・第十五表 (健康証明書) の有効期間が経過していないこと。ただし、やむを得ない場合において、当該健康証明書の有効期間が満了した日から三月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる旨、地方運輸局長の許可を受けている場合はこの限りでない。

リ 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、第十四表・第十五表 (健康証明書) の記載に英訳が付してあること。

ヌ 船員手帳が次のいずれかに該当するときは、書換え、再交付又は写真のほりかえを申請させること。

① (略)

② 第六表・第七表 (雇入契約関係)、第八表 (休日関係)、第九表 (有給休暇関係)、第十表 (予備船員勤務関係)、第十一表 (船員保険関係)、第十二表 (労働者災害補償保険関係)、第十三表 (雇用保険関係) 又は第十四表・第十五表 (健康証明書) に余白がないとき。

③・④ (略)

(5)～(7) (略)

2 確認

1により書類に誤りがないと認めたときは、更に次の事項に留意して確認するものとする。

(1) 雇入届出の場合

イ～ニ (略)

ホ 船長、甲板部職員、甲板部航海当直部員、機関部職員、機関部航海当直部員、無線部職員又は救命艇手については、船員手帳の第十四表～第十六表（健康証明書）の「医師の指示及び就業上の注意事項」欄に、雇入を行う職務に関し、不可である旨の記載がないこと。

へ～ソ (略)

(2)～(4) (略)

3 (略)

4 届出の受理及び事務処理

1及び2による確認の結果、届出を受理して差し支えないと認めるときは、次により措置しなければならない。

(1) 届出書の余白（届出書が複数枚にわたる場合には各ページの余白）、海員名簿の官庁受理印欄（(2)に掲げる場合を除く。）、船員手帳の官庁受理印欄及びクルーリストの官庁受理印欄に第二号官庁印を押すこと。なお、法第八十五条第三項（則第五十七条の二）の未成年者の認証は、この押印によって同時に行う。

(2) (略)

八～十二 (略)

2 確認

1により書類に誤りがないと認めたときは、更に次の事項に留意して確認するものとする。

(1) 雇入届出の場合

イ～ニ (略)

ホ 船長、甲板部職員、甲板部航海当直部員、機関部職員、機関部航海当直部員、無線部職員又は救命艇手については、船員手帳の第十四表・第十五表（健康証明書）の「医師の指示及び就業上の注意事項」欄に、雇入を行う職務に関し、不可である旨の記載がないこと。

へ～ソ (略)

(2)～(4) (略)

3 (略)

4 届出の受理及び事務処理

1及び2による確認の結果、届出を受理して差し支えないと認めるときは、次により措置しなければならない。

(1) 届出書の該当者欄の右余白、海員名簿の官庁受理印欄（(2)に掲げる場合を除く。）、船員手帳の官庁受理印欄及びクルーリストの官庁受理印欄に第二号官庁印を押すこと。なお、法第八十五条第三項（則第五十七条の二）の未成年者の認証は、この押印によって同時に行う。

(2) (略)

八～十二 (略)

<p>十三 船員手帳の書換え（則第三十四条）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 書換え事由 船員手帳の書換えは、次の場合に行う。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 船員手帳の第六表・第七表（雇用契約関係）、第八表（休日関係）、第九表（有給休暇関係）、第十表（予備船員勤務関係）、第十一表（船員保険関係）、第十二表（労働者災害補償保険関係）、第十三表（雇用保険関係）又は<u>第十四表～第十六表</u>（健康証明書）に余白がないとき。</p> <p>(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>十四・十五 （略）</p>	<p>十三 船員手帳の書換え（則第三十四条）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 書換え事由 船員手帳の書換えは、次の場合に行う。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 船員手帳の第六表・第七表（雇用契約関係）、第八表（休日関係）、第九表（有給休暇関係）、第十表（予備船員勤務関係）、第十一表（船員保険関係）、第十二表（労働者災害補償保険関係）、第十三表（雇用保険関係）又は<u>第十四表・第十五表</u>（健康証明書）に余白がないとき。</p> <p>(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>十四・十五 （略）</p>
---	---

○雇入契約登録届出事務取扱要領（平成23年1月31日国海運第124号）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">雇入契約登録届出事務取扱要領 （平成23年1月31日国海運第124号） （平成24年3月30日国海運第175号改正） （平成30年3月30日国海員第399号改正） （令和2年12月23日国海員第292号改正） （令和4年3月30日国海員第410号改正） <u>（令和5年3月24日国海員第396号改正）</u></p>	<p style="text-align: center;">雇入契約登録届出事務取扱要領 （平成23年1月31日国海運第124号） （平成24年3月30日国海運第175号改正） （平成30年3月30日国海員第399号改正） （令和2年12月23日国海員第292号改正） （令和4年3月30日国海員第410号改正） （新設）</p>
<p>第1 （略）</p>	<p>第1 （略）</p>
<p>第2 登録届出の事務手続</p> <p>1 （略）</p> <p>2 許可を受けるための申請と審査 許可申請があったときは、次の事項に留意して審査しなければならない。 <u>（1）次に掲げる提出書類及び提示書類がそろっていること。ただし、⑦から⑨に掲げる書類のうち電子証書により交付されているものについては、電子証書システムにより確認すること。</u> ①～⑩ （略） （2）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>第2 登録届出の事務手続</p> <p>1 （略）</p> <p>2 許可を受けるための申請と審査 許可申請があったときは、次の事項に留意して審査しなければならない。 （1）次に掲げる提出書類及び提示書類がそろっていること。 ①～⑩ （略） （2）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p>

4 登録内容の変更等

(1) 船舶所有者は、登録後に船舶所有者名簿又は雇用船員名簿の内容を変更しようとするときは、所轄地方運輸局に前回送信した船舶所有者名簿、クルーリスト及び雇用船員名簿に、変更しようとする内容のみを記載し、システムにより所轄地方運輸局に送信することとし、所轄地方運輸局は、必要に応じて、変更内容を証する書類を速やかに電子メール、郵送等により送付させる。

なお、船舶所有者は、2 (1) ⑤～⑩の書類の内容に変更があった場合は、所轄地方運輸局に速やかに電子メール、郵送等により送付しなければならないものとする(2 (1) ⑦～⑨の書類が電子証書システムにより交付されている場合には、変更があった旨を電子メール等により所轄地方運輸局に連絡することをもって足りる。)

ただし、船員の行方不明等の真にやむを得ない事由があるときは事後で足りることとし、その場合は当該事由を記載した書面を添付する。

(2) (略)

5～8 (略)

第3 (略)

4 登録内容の変更等

(1) 船舶所有者は、登録後に船舶所有者名簿又は雇用船員名簿の内容を変更しようとするときは、所轄地方運輸局に前回送信した船舶所有者名簿、クルーリスト及び雇用船員名簿に、変更しようとする内容のみを記載し、システムにより所轄地方運輸局に送信することとし、所轄地方運輸局は、必要に応じて、変更内容を証する書類を速やかに電子メール、郵送又はファクシミリ等により送付させる。

なお、船舶所有者は、2 (1) ⑤～⑩の書類の内容に変更があった場合は、所轄地方運輸局に速やかに電子メール、郵送又はファクシミリ等により送付しなければならないものとする。

ただし、船員の行方不明等の真にやむを得ない事由があるときは事後で足りることとし、その場合は当該事由を記載した書面を添付する。

(2) (略)

5～8 (略)

第3 (略)

様式 1

船舶所有者名簿（船舶所有者に関するデータ）

所轄地方運輸局： _____

担当者氏名： _____ 担当者所属： _____ 登録メールアドレス： _____

船舶所有者に関するデータ			
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所		船舶所有者（本社）	
所在地：	電話番号：	所在地：	電話番号：
名称：		名称：	
労務管理責任者の氏名： _____			

雇用船員数

乗組員 船員	甲板部	機関部	無線部	事務部	その他	合計	総船員中の員数		
							年齢18年未満	年齢18年以上25年以下	女子
計									
予備 船員							外国人		
計							臨時雇用		
総 船員									
計									

非雇用船員 非雇用船員（雇用契約のない船員）数 職員 人 部員 人

所属船舶の状況

船名	船舶 番号	総トン 数 (t)	主機 の種類	主機の 出力 (kW)	航行区域又は 従業制限 及び従業区域	船舶の用途 (造船にあ っては造船 種類)	主な就航 航路又は 採業区域	乗組み船員数 (就業規則上の定員)			最大 搭載 人員	7.2条 の特例 の有無	備 考
								職員	部員	計			
								()	()	()			
								()	()	()			
								()	()	()			
								()	()	()			
								()	()	()			
								()	()	()			

登録年月日： _____
登録番号： _____

様式 1

船舶所有者名簿（船舶所有者に関するデータ）

所轄地方運輸局： _____

担当者氏名： _____ 担当者所属： _____ 登録メールアドレス： _____

船舶所有者に関するデータ			
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所		船舶所有者（本社）	
所在地：	電話番号：	所在地：	電話番号：
名称：		名称：	
労務管理責任者の氏名： _____			

雇用船員数

乗組員 船員	甲板部	機関部	無線部	事務部	その他	合計	総船員中の員数		
							年齢18年未満	年齢18年以上25年以下	女子
計									
予備 船員							外国人		
計							臨時雇用		
総 船員									
計									

非雇用船員 非雇用船員（雇用契約のない船員）数 職員 人 部員 人

所属船舶の状況

船名	船舶 番号	総トン 数 (t)	主機 の種類	主機の 出力 (kW)	航行区域又は 従業制限 及び従業区域	船舶の用途 (造船にあ っては造船 種類)	主な就航 航路又は 採業区域	乗組み船員数 (就業規則上の定員)			最大 搭載 人員	7.2条 の特例 の有無	備 考
								職員	部員	計			
								()	()	()			
								()	()	()			
								()	()	()			
								()	()	()			
								()	()	()			
								()	()	()			

登録年月日： _____
登録番号： _____

○時間外労働労使協定事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の2）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>時間外労働労使協定事務取扱要領 （平成25年2月28日国海運第160号の2） 改正：（平成30年8月31日国海員第257号の2） 改正：（令和4年3月30日国海員第410号） <u>改正：（令和5年3月13日国海員第376号）</u> <u>最終改正：（令和5年3月24日国海員第396号）</u></p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 受理及び事務処理 3による審査の結果、受理して差し支えないと認めたときは、次により措置しなければならない。 （1）～（3）（略） （4）時間外届出書及び時間外協定書を受理した所轄地方運輸局等において、<u>6年間</u>保存すること。</p> <p>5. 及び6. （略）</p>	<p>時間外労働労使協定事務取扱要領 （平成25年2月28日国海運第160号の2） 改正：（平成30年8月31日国海員第257号の2） 改正：（令和4年3月30日国海員第410号） <u>最終改正：（令和5年3月13日国海員第376号）</u> （新設）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 受理及び事務処理 3による審査の結果、受理して差し支えないと認めたときは、次により措置しなければならない。 （1）～（3）（略） （4）時間外届出書及び時間外協定書を受理した所轄地方運輸局等において、<u>協定期間経過後3年間</u>保存すること。</p> <p>5. 及び6. （略）</p>

○補償休日労働労使協定事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の3）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="407 328 1093 568">補償休日労働労使協定事務取扱要領 （平成25年2月28日国海運第160号の3） 改正：（平成30年8月31日国海員第257号の3） 改正：（令和4年3月30日国海員第410号） <u>改正：（令和5年3月13日国海員第376号）</u> <u>最終改正：（令和5年3月24日国海員第396号）</u></p> <p data-bbox="161 619 394 651">1. ～3. （略）</p> <p data-bbox="161 703 439 735">4. 受理及び事務処理</p> <p data-bbox="183 743 1102 815">3による審査の結果、受理して差し支えないと認めたときは、次により措置しなければならない。</p> <p data-bbox="172 826 448 858">（1）～（3） （略）</p> <p data-bbox="172 869 1108 941">（4）補償休日届出書及び補償休日協定書を受理した所轄地方運輸局等において、<u>6年間</u>保存すること。</p> <p data-bbox="161 994 421 1026">5. 及び6. （略）</p>	<p data-bbox="1386 328 2072 568">補償休日労働労使協定事務取扱要領 （平成25年2月28日国海運第160号の3） 改正：（平成30年8月31日国海員第257号の3） 改正：（令和4年3月30日国海員第410号） <u>最終改正：（令和5年3月13日国海員第376号）</u> （新設）</p> <p data-bbox="1140 619 1373 651">1. ～3. （略）</p> <p data-bbox="1140 703 1417 735">4. 受理及び事務処理</p> <p data-bbox="1162 743 2085 815">3による審査の結果、受理して差し支えないと認めたときは、次により措置しなければならない。</p> <p data-bbox="1151 826 1426 858">（1）～（3） （略）</p> <p data-bbox="1151 869 2092 941">（4）補償休日届出書及び補償休日協定書を受理した所轄地方運輸局等において、<u>協定期間経過後3年間</u>保存すること。</p> <p data-bbox="1140 994 1400 1026">5. 及び6. （略）</p>

○休憩時間分割労使協定事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の4）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>休憩時間分割労使協定事務取扱要領 （平成25年2月28日国海運第160号の4） 改正：（平成30年8月31日国海員第257号の4） <u>改正：（令和4年3月30日国海員第410号）</u> <u>最終改正：（令和5年3月24日国海員第396号）</u></p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 受理及び事務処理 3による審査の結果、受理して差し支えないと認めたときは、次により措置しなければならない。 （1）～（3）（略） （4）休息分割届出書及び休息時間の分割に関する協定書を受理した所轄地方運輸局等において、<u>6年間</u>保存すること。</p> <p>5. 及び6. （略）</p>	<p>休憩時間分割労使協定事務取扱要領 （平成25年2月28日国海運第160号の4） 改正：（平成30年8月31日国海員第257号の4） <u>最終改正：（令和4年3月30日国海員第410号）</u> （新設）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 受理及び事務処理 3による審査の結果、受理して差し支えないと認めたときは、次により措置しなければならない。 （1）～（3）（略） （4）休息分割届出書及び休息時間の分割に関する協定書を受理した所轄地方運輸局等において、<u>協定期間経過後3年間</u>保存すること。</p> <p>5. 及び6. （略）</p>